【「離婚・養育費」に関する無料の専門相談】

離婚・養育費に関する悩みをお持ちの未成年のこども（胎児含む）がいる父母のために、弁護士による専門相談を各区役所や大阪市立愛光会館で、定期的に開催していますのでご利用ください。大阪弁護士会所属の弁護士が法律的な知識を要する問題の相談に応じ、アドバイスを行います。
また、複雑な法律上の問題が生じた場合に、ひとり親家庭サポーターによる相談を通じて、弁護士事務所での随時相談もできます。相談日時も調整のうえ対応できますので、あわせてご利用ください。

※費用は無料。秘密は厳守いたします。

開 催 日 大阪市 HP をご覧ください。
(https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000384456.html)

開催時間
各区役所：午後 2 時から午後 5 時（1 人当たり 45 分以内）
随時相談：ひとり親家庭サポーターを通じ、弁護士事務所と調整。
愛光会館：第 2 土曜日は午後 1 時から午後 4 時、第 3 水曜日は午後 6 時から午後 8 時
（1 人当たり 30 分以内）

受付・お問い合わせ先
各区役所・随時相談：各区保健福祉センター　ひとり親家庭サポーター
（下記のお問い合わせ先をご参照ください）
愛光会館：大阪市北区中津 1-4-10 ☎06-6371-7146

【お問い合わせ先】

各区保健福祉センター保健福祉（福祉）課　ひとり親家庭サポーター

区　名	相談窓口開設日	電話番号	区　名	相談窓口開設日	電話番号
北　区	火・木曜日	06-6313-9534	東淀川区	水・木・金曜日	06-4809-9850
都島区	火・木曜日	06-6882-9889	東成区	水・金曜日	06-6977-9156
福島区	水・金曜日	06-6464-9860	生野区	火・木曜日	06-6715-9088
此花区	水・金曜日	06-6466-9857	旭　区	水・金曜日	06-6957-9857
中央区	水・金曜日	06-6267-9955	城東区	火・木・金曜日	06-6930-9065
西　区	水・金曜日	06-6532-9952	鶴見区	火・木曜日	06-6915-9107
港　区	水・金曜日	06-6576-9857	阿倍野区	火・木曜日	06-6622-9865
大正区	火・木曜日	06-4394-9914	住之江区	火・水・木曜日	06-6682-9857
天王寺区	火・木曜日	06-6774-9857	住吉区	水・木・金曜日	06-6694-9857
浪速区	火・木曜日	06-6647-9895	東住吉区	火・水・金曜日	06-4399-9838
西淀川区	火・木・金曜日	06-6478-9952	平野区	火・水・金曜日	06-4302-9857
淀川区	火・水・木曜日	06-6308-9423	西成区	水・金曜日	06-6659-9824

相談時間　午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分
※出張や予約相談などで不在の場合がありますので、あらかじめお電話にてご確認ください。
※相談日が祝日の場合は、振替実施は行いません。
※区役所の相談日・相談時間外での相談や訪問相談をご希望の方は、こども青少年局　こども家庭課（06－6208－8034）にお問い合わせください。

発　行　大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課
【TEL】06－6208－8034　【FAX】06－6202－6963

大阪市では
養育費確保の支援をしています
～養育費確保のトータルサポート事業～

- どうやって取り決めをしたらいいの？　金額は？　弁護士に相談できるの？
- 相手と話し合いができない、まとまらないから諦めるしか…
- 弁護士事務所や公証役場に 1 人で行くのが心配、自信がない…

身近な各区役所にて、ひとり親家庭サポーターによる相談をはじめ、各種支援を行っています。

このようなサポートを実施します

- きめ細やかな離婚前相談
- 就業相談、家計相談
- 公証役場・家庭裁判所・弁護士事務所などへの同行支援
- 無料弁護士相談
- 公正証書・調停調書の作成に係る費用を補助
- 養育費の保証会社と契約した場合の契約費用を補助

など

ひとり親家庭サポーターとは？

各区保健福祉センター保健福祉（福祉）課において、ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細やかな相談支援を行う専門の相談員です。離婚に関する悩み等に寄り添いながら、情報提供や同行支援もいたします。区役所の相談日時に来所できない方に対しては、訪問による相談等も行っています。秘密は厳守いたします。

ひとりで悩まずに相談してください。

ひとり親家庭サポーターの連絡先は裏面〔お問い合わせ先〕をご覧ください。

養育費の受け取りはこどもの重要な権利です

【養育費に関する公正証書等作成促進補助金】

ひとり親家庭の母または父（現にこどもを扶養している方）の養育費の取り決め内容の債務名義（注）化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、公正証書等作成にかかる本人負担費用等が補助されます。

補助の対象	養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成５年政令第 224 号）に定められた公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代
補助額	経費の全額（予算の範囲内で交付）
対象者	大阪市にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件の全てを満たす方 •養育費の取り決めに係る経費を負担したこと •養育費の取り決めに係る債務名義を有していること •養育費の取り決めの対象となるこどもを現に扶養していること •過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていないこと
申請期日	公正証書等を作成した日（平成 31 年４月１日以降の日に限る）の属する年度の**翌年度４月 30 日**（土・日・祝の場合はその前日）まで
申請窓口	お住まいの区の保健福祉センターのひとり親家庭サポーター
申請できる人	ご本人
申請書類	1. 養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書 2. 児童扶養手当証書 ※児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本（または抄本）、世帯全員の住民票が必要です。 3. 補助対象となる経費の領収書等 領収書には、①宛さき②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要ですが、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては②、③のみで可能です。 4. 養育費の取り決めを交わした文書 確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。 5. その他、市長が必要と認めるもの 必要に応じお願いすることがあります。

（注）債務名義とは…
強制執行によって実現されることが予定される請求権（養育費）の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のことで、具体的には、確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書などを指します。

【養育費の保証促進補助金】

ひとり親家庭の母または父（現にこどもを扶養している方）が養育費を確実に受け取る枠組みを整え、継続した履行確保を図ることを目的に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）が補助されます。

補助の対象	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用
補助額	月額養育費と５万円を比較して少ない方の額を選定（予算の範囲内で交付）
対象者	大阪市にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件の全てを満たす方 •児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる所得水準にあること •養育費の取り決めに係る債務名義を有していること •養育費の取り決めの対象となるこどもを現に扶養していること •保証会社と１年以上の養育費保証契約を締結していること •過去に補助金を交付されていないこと
申請期日	養育費保証契約を締結した日（平成 31 年４月１日以降の日に限る）の属する年度の**翌年度４月 30 日**（土・日・祝の場合はその前日）まで
申請窓口	お住まいの区の保健福祉センターのひとり親家庭サポーター
申請できる人	ご本人
申請書類	1. 養育費の保証促進補助金交付申請書 2. 児童扶養手当証書 ※児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本（または抄本）、世帯全員の住民票及び申請者本人の所得証明が必要です。所得証明書は申請月が１月から５月の場合は前々年所得、６月から 12 月の場合は前年分所得の証明が必要です。 3. 補助対象となる経費の領収書等 領収書には、①宛さき②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要です。領収書の代わりにクレジット契約証明書も可能です。 4. 養育費の取り決めを交わした文書 確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。 5. 保証会社と締結した養育費保証契約書 保証期間が１年以上のもの 6. その他、市長が必要と認めるもの 必要に応じお願いすることがあります。